

岡崎市障がい者自立支援協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関し、情報交換、連絡及び協議を行う。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整及び地域課題の抽出、共有に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 相談支援機能の強化に係る協議に関すること。
- (7) 障がい者基幹相談支援センターの検証に関すること。
- (8) 障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の作成・具体化に向けた協議等に関すること。
- (9) その他協議会の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(臨時委員)

第3条 協議会は、第2条の所掌事務について、特に専門的な助言等を必要とするときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は1年以内とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会の運営をつかさどり、協議会を代表する。
- 3 会長に事故のあるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 臨時委員は、会議に出席し、意見を述べるができる。
- 4 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、専門の事項を協議する部会を置くことができる。

2 部会員は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、部会に必要と認める専門的知識を有する者を委員以外の者から指名することができる。

(協議会の庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(岡崎市障がい者自立支援協議会設置要綱の廃止)

2 岡崎市障がい者自立支援協議会設置要綱（平成20年2月21日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。